

（超音波検査等）

区分番号D 2 1 5及びD 2 1 6に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

D 2 1 5 超音波検査（記録に要する費用を含む。）

1 A モード法	150点
2 断層撮影法	
イ 胸腹部	530点
ロ その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）	350点
3 U C G	
イ 断層撮影法及びM モード法による検査	880点
ロ M モード法のみによる検査	500点
ハ 経食道的超音波法	1,500点
4 ドプラ法（1日につき）	
イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20点
ロ 脳動脈血流速度連続測定	150点
ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400点
5 血管内超音波法	3,600点

注1 断層撮影法について、造影剤を使用した場合は、所定点数に150点を加算する。

この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。

2 断層撮影法について、パルスドプラ法を行った場合は、所定点数に200点を加算する。

3 U C Gの検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるもの所定点数のみにより算定する。

5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハーツスコープ）、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 6 サーモグラフィー検査（記録に要する費用を含む。）

注 負荷検査を行った場合は、負荷の種類又は回数にかかわらず所定点数に100点を加算する。

D 2 1 6-2 残尿測定検査

注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。

D 2 1 7 骨塩定量検査

1 D E X A法による腰椎撮影	360点
2 M D法、S E X A法等	140点
3 超音波法	80点

（監視装置による諸検査）

D 2 1 8 分娩監視装置による諸検査

1 1時間以内の場合	400点
2 1時間を超え1時間30分以内の場合	550点
3 1時間30分を超えた場合	700点

D 2 1 9 ノンストレステスト（一連につき）

1 1時間以内又は1時間につき	200点
2 3時間を超えた場合（1日につき）	

イ 7日以内の場合	150点
ロ 7日を超えて14日以内の場合	130点
ハ 14日を超えた場合	50点

注1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。
 2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 3 人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
 4 同一の患者につき、区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。

D 2 2 1 削除

D 2 2 2 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

1 1時間以内又は1時間につき	100点
2 5時間を超えた場合（1日につき）	600点

D 2 2 3 経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき）

注 人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	30点
---	-----

D 2 2 3-2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）

100点

D 2 2 4 終末呼気炭酸ガス濃度測定（1日につき）

100点

D 2 2 5 観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）

1 1時間以内の場合	130点
2 1時間を超えた場合（1日につき）	260点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 5-2 非観血的連続血圧測定（1日につき）

100点

注 人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

D 2 2 5-3 24時間自由行動下血圧測定

200点

D 2 2 6 中心静脈圧測定（1日につき）

1 4回以下の場合	100点
2 5回以上の場合	200点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 7 頭蓋内圧持続測定

1 1時間以内又は1時間につき	100点
2 3時間を超えた場合（1日につき）	400点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 8 深部体温計による深部体温測定（1日につき）

100点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 9 前額部、胸部、手掌部、足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察（1日につき）

100点
